

平成二十年十一月十四日受領
答弁第二〇七号

内閣衆質一七〇第二〇七号

平成二十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村建夫

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元氣にする一〇の提言－パートⅡ－」についての麻生首相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元氣にする一〇の提言－パートⅡ－」

についての麻生首相の認識に関する質問に対する答弁書

一の1について

現時点において、御指摘のような事実があつたことは確認されていない。

一の2について

個人の見解を述べた論文の内容の一々について、論評することは差し控えたい。

一の3及び二について

自衛隊員が歴史を客観的に理解することは、自衛隊が国民の期待と信頼にこたえ、適切に任務を遂行していく上で必要である。このため、防衛省においては、自衛官としての資質等を養い、職務遂行に必要な能力等を修得させるための教育を行つており、その一環として、我が国の歴史についても教育を行つている。

一の4について

平成二十年十月三十一日に公表された田母神前航空幕僚長の論文の存在を認識して以降、防衛省におい

て同氏のそれまでの部外への意見発表等の状況を確認する過程において、当該論文があつたことを認識したところである。

一の5及び二の2から4までについて

政府としては、田母神前航空幕僚長を航空幕僚長に任命するに当たつて、同氏のこれまでの経歴、能力、人格等を総合的に判断して、同氏の任命を行つたところである。

現役の航空幕僚長が、平成二十年十月三十一日に公表された論文のように、政府の認識と明らかに異なる見解を公にしたこと等については、極めて遺憾なことと考えており、このようなことが再発することのないよう努めてまいりたい。

一の6について

個人の見解を述べた論文の内容の一々について、論評することは差し控えたい。

一の7について

御指摘の「鵬友」は、私的な団体が発行している刊行物であり、防衛省として、これを管理又は統括するものではないと考えている。

二の 1について

お尋ねについては、承知していなかつたものと考える。

四について

御指摘の「鵬友」は、私的な団体が発行している刊行物であり、これに発表された意見等は、執筆者個人の見解であると考えている。